

もう一度、介護の仕事してみませんか？

介護業務に再就職する皆さんを応援します!!

《離職した介護人材の 再就職準備金 貸付事業》

介護業務に再就職する方の準備金を

無利子でお貸しします \ (^▽^ ) /

\*ただし返還期限を過ぎると延滞利子が発生します\*

例えば…

- ★子どもの預け先を探す際の活動費
- ★介護に係る情報収集や学び直しの費用、参考図書等の購入費
- ★働く際に必要となる靴、必要な道具、鞆等の購入費
- ★転居を伴う場合に必要となる費用（敷金、礼金又は転居費など）
- ★通勤用の自転車、バイクの購入費 など

貸付額

総額 20万円以内 (一人当たり一回限り)

全額  
返還免除

さらに！北海道内で、2年間引き続き

介護の業務に従事すると、

※1 ただし指定された範囲の介護業務の従事に限定されます。

※2 2年間とは「在職期間が通算730日以上」かつ「業務に従事した期間(日数)が360日以上」。

貸付対象には、いくつかの条件があります。詳しくは中をご覧ください👉

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

## 《 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の対象【早見表】 》

介護職員等（次ページに記載の事業所又は施設の介護職員等を指します）を離職し、以下の全てを満たす方が対象

道内市町村に住民登録している

**プラス**

介護職員等としての実務経験を1年以上有し、離職した  
【雇用期間：通算365日以上  
かつ 介護等の業務に従事した期間（日数）：180日以上】

1年以上の実務経験  
の証明が必要

**プラス**

介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する

- ①介護福祉士
- ②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した
- ③介護職員初任者研修を修了した（介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（ホームヘルパー）1級課程、2級課程を修了した者を含む。）

**プラス**

介護職員等として再就職する前日までに予め北海道福祉人材センター・バンクに求職登録  
※福祉人材センターへの「離職した介護人材の届出制度」開始後はこの届出でも可

**プラス**

平成28年4月1日以降に、  
道内の事業所又は施設に介護職員等として再就職した（週20時間以上勤務）  
※ただし、直近の介護職員等の離職理由により次のとおり取扱いが異なります

離職理由が自己都合  
ではない（事業所廃  
業によるなど）

**申請できます**

**申請できません**

90日未満

90日以上

転居を伴う

転居を伴わない

離職から再就職する日  
までの経過期間で取扱  
いが異なります

**プラス**

連帯保証人が必要

- ①独立の生計を営む成年者
- ②貸付希望者が未成年である場合は法定代理人

## 《対象となる介護職員等の範囲》

下記加算の算定対象となっているサービスの介護職員等が対象です。

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等の実務経験を1年以上有することが必要です。《勤めていた事業所が下記加算を取得していたかは問いません》

【雇用期間：通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間(日数)：180日以上】

○貸付けにあたり、下記の対象範囲の介護職員等として道内において再就職することが必要です。《勤める事業所が実際に下記の加算を取得していることが必要です》

### 介護職員処遇改善加算 算定対象サービス（サービス区分） （平成28年4月1日改正後）

- ・（介護予防）訪問介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・（介護予防）訪問入浴介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）通所介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護
- ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ・ 複合型サービス
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護福祉施設サービス
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・ 介護保健施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）
- ・ 介護療養施設サービス
- ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））

#### 【参考】加算算定非対象サービス

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売
- ・ 居宅介護支援・介護予防支援

## 貸付金額 20万円上限(無利子)※1人1回限り貸付

介護職員等として、再就職する際に必要となる次の経費に充当するものとして貸し付けます。

※生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

- ①子どもの預け先を探す際の活動費
- ②介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

## 貸付金の返還免除

北海道内において、指定された介護職員等の業務に再就職した日から引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。

※2年未満で介護職員等の業務を離職した場合などは貸付金を返還していただきます。

《2年間とは「在職期間が通算730日以上」かつ「業務に従事した期間(日数)が360日以上」》

## 申請方法

○予め北海道福祉人材センター・福祉人材バンクに登録・届出いただく必要があります。

(詳しくは下記まで、「再就職準備金のことです…」とお問い合わせください。)

○申請にあたっては次の書類を提出いただく必要があります。また、連帯保証人が必要です。提出書類をもって貸付けの可否について審査します。申請書類等は、下記にご請求ください。(詳しくはお渡しする「貸付申請の手引き」か下記ホームページをご覧ください。)

- ①再就職準備金貸付申請書 ②再就職準備金利用計画書
- ③離職介護人材再就職準備金に係る実務経歴証明書 ④資格者証・修了証明書等の写し
- ⑤北海道福祉人材センター又は福祉人材バンクへの登録者証等の写し
- ⑥離職介護人材再就職準備金雇用証明書
- ⑦離職票の写し(直近の介護職員等の離職から再就職する日までの経過期間が90日未満で、再就職に転居を伴わない方のみ必要)
- ⑧貸付希望者及び連帯保証人の住民票(マイナンバー、住民票コード、備考の記載は不要)
- ⑨貸付希望者の戸籍謄本
- ⑩連帯保証人の生計状況が確認できる書類

### 《お問い合わせ、申請書類請求先》

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 **北海道福祉人材センター**

福祉人材無料職業紹介所 TEL 011-272-6662/Fax 011-272-6663

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1かでの2・7 3F

<http://www.dosyakyu.or.jp/jinzai/>